

⑨定員の状況(一般職)

ア. 部門別職員の状況(各年4月1日現在)

(人)

区分		職員数		対前年度増減数	
部門		平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
一般行政部門	議会	3	3	—	—
	総務企画	85	83	2	△2
	税務	18	18	△3	—
	民生	64	62	5	△2
	衛生	30	27	△3	△3
	農林	32	34	△3	2
	商工	9	10	1	1
	土木	21	21	—	—
	小計	262	258	△1	△4
特政別部行門	教育	55	52	△1	△3
	消防	57	58	—	1
	小計	112	110	△1	△2
普通会計計		374	368	△2	△6
公営企業部等門	病院	200	201	△2	1
	水道	10	10	—	—
	下水道	8	8	—	—
	その他	71	61	—	△10
	小計	289	280	△2	△9
合計		663	648	△4	△15

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

※平成23年度のその他の内訳は、国民健康保険事業7人、介護保険事業11人、老人保健施設、訪問看護事業32人、観光事業11人です。

イ. 職員数の対前年度増減理由

区分		増員数	減員数	差引	主な増減理由
一般行政部門	議会				
	総務企画	2	4	△2	組織再編により減員2人
	税務				
	民生		2	△2	退職者不補充により減員2人
	衛生		3	△3	退職者不補充及び組織再編により減員3人
	農林	2		2	組織再編により増員2人
	商工	1		1	組織再編により増員1人
	土木				
	教育		3	△3	組織再編により減員3人
特別行政部門	消防	1		1	退職者不補充の補充により増員1人
	病院	1		1	体制強化により増員1人
	水道				
	下水道				
公営企業部等門	その他		10	△10	退職者不補充及び組織再編により、老人保健施設訪問看護事業減員1人、観光事業減員9人



第25回

みね桜まつり 開催

雨天決行（荒天中止）

日時 4月7日土 13時～19時30分

場所 市役所駐車場・美祢さくら公園

”山口×福岡”ご当地アイドル *LIVE in みね*



イベント内容

ふわふわドーム ふれあい動物園 もちまき ビンゴゲーム

楽しい催し物を企画中!!

ご家族、お友達とみんな一緒に遊びにきてね。

駐車場 吉則駐車場、美祢市商工会、美祢市社会福祉協議会 など

問合せ先 みね桜まつり実行委員会事務局（美祢市商工会内）0837(52)0434

病院だより42



病院事業管理者就任のじいさつ

美祢市病院事業管理者 高橋 瞳夫



高橋 瞳夫 (たかはし むつお)
前山口大学大学院医学系研究科
保健学専攻 専攻長 (学科長)

生年月 昭和 22年 11月

年齢 64歳

出身 岡山県倉敷市

●学歴・学位

昭和 47年3月 山口大学医学部卒
昭和 52年3月 医学博士 (山口大学)

●職歴

昭和 51年 4月 山口大学医学部附属病院医員
(中央検査部外科病理部門)

昭和 56年 4月 山口大学講師医学部
(病理学第一講座)

昭和 60年 9月 米国南カルフォルニア大学
(文部省在外研究員)

平成元年 4月 山口大学助教授医学部
(臨床検査医学講座)

平成 9年 4月 山口大学助教授医学部附属病院
(病理部)

平成 14年 4月 山口大学教授医学部
(保健学科基礎検査学講座)

平成 22年 4月 山口大学大学院医学系研究科保健学専攻長

●資格・免許

医師免許

専門分野 日本病理学会病理専門医・研修指導医、日本臨床細胞
学会専門医

●学会及び社会活動

日本病理学会評議員

日本リンパ網内系学会評議員

日本臨床細胞学会評議員

日本臨床細胞学会山口県支部幹事

私は昭和51年4月から平成14年3月まで26年間、山口大医学部附属病院等で病理医として勤務し、平成14年4月に山口大学医学部保健学科に異動し、本年3月まで勤務していました。附属病院に勤務していた当時は、手術標本などの病理診断を専門にしておりまして、臨床各科の先生とディスカッションをよくしていました。保健学科に異動してからは、将来、看護師と臨床検

査技師になる学生の教育に携わってまいりました。また、この2年間は、保健学科長として、医学部保健学科の管理・運営にも携わりました。

現在、美祢市立病院及び美祢市立美東病院においては、医師を始めとして全ての職種の医療関係者が不足していると伺っています。特に、医師不足は、美祢市に限ったことではあります。美祢市に限ったことではあります。私としましては、両市立病院の医師の確保に努めるとともに、必要な

思い、お引き受けすることに致しました。

現在、美祢市立病院及び美祢市立美東病院においては、医師を始めとして全ての職種の医療関係者が不足していると伺っています。特に、医師不足は、美祢市に限ったことではあります。私としましては、両市立病院の医師の確保に努めるとともに、必要な

病院職員の補充に努力する所存です。また、良質の医療を提供するためには、病院で働く人々が各自の部署や立場で責任と誇りを持って、仕事をする必要があります。そのためには、医療関係者が不足していると伺っています。特に、医師不足は、美祢市に限ったことではあります。私としましては、両市立病院の医師の確保に努めるとともに、必要な

病院職員の補充に努力する所存です。また、良質の医療を提供するためには、病院で働く人々が各自の部署や立場で責任と誇りを持って、仕事をする必要があります。そのためには、医療関係者が不足していると伺っています。特に、医師不足は、美祢市に限ったことではあります。私としましては、両市立病院の医師の確保に努めるとともに、必要な

人の医療や介護サービスなども公民一體となつて考えていかなければなりません。市立病院の使命として、市民の皆様の健康と生命を守ることを第一として、暮らしやすい美祢市の医療環境を整備・維持するために全力で努力する所存です。皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

問合せ先 経営管理課
[0837(52)1700]

弁護士による無料法律相談を開催します

日常生活でのいろいろな法律問題について、弁護士が相談をお受けします。相談は無料ですので問題の解決にご利用ください。

対象者は市内にお住まいの人となります。

相談日時 原則毎月第3木曜日
13時30分～16時

相談場所 美祢市役所及び各総合支所

相談時間 1人20分以内

申込方法 電話による予約制で先着7人です。

予約受付開始は、原則無料相談の1週間前の木曜日から開庁日の8時30分～17時に下記の電話番号で受け付けます。

予約電話
市民相談室 [☎0837(52)5230]

問合せ先 市民課 [☎0837(52)5230]

相談日 (時間13時30分～16時)	会場	予約受付開始日 (時間8時30分～17時)
4月19日木	美祢市役所	4月12日木
5月17日木	美祢市役所	5月10日木
6月21日木	秋芳総合支所	6月14日木
7月19日木	美祢市役所	7月12日木
☆8月17日金	美祢市役所	8月9日木
9月20日木	美東総合支所	9月13日木
10月18日木	美祢市役所	10月11日木
11月15日木	美祢市役所	11月8日木
12月20日木	秋芳総合支所	12月13日木
1月17日木	美祢市役所	1月10日木
2月21日木	美祢市役所	2月14日木
3月21日木	美東総合支所	3月14日木

☆は、相談日・予約受付開始日が定例日と異なるものです。

秋吉台国際芸術村4月イベント情報

4月27日～5月5日
第1回秋吉台音楽コンサート

・**クラリネット部門**
第2次予選 5月3日木
9時30分～19時30分
(審査発表20時55分予定)

第3次予選 5月4日金
9時30分～18時20分
(審査発表19時30分予定)

本選 5月5日土
11時～15時50分
(審査発表16時15分予定)

※予選通過者数によって時間が変更される場合があります。

本選 5月5日土
11時～15時50分
(審査発表16時15分予定)

※予選通過者数によって時間が変更される場合があります。

本選 5月5日土
11時～15時50分
(審査発表16時15分予定)

※予選通過者数によって時間が変更される場合があります。

4月29日
秋吉台の響きコンサート

曲目(予定)
ブルームス クラリネット
サン・サーンス 「白鳥」
クライスラー 「美しいロス
モンティ 「チャールダッシュ」
シユ 他

料金
一般 2,500円
学生 1,000円
(当日500円増)
※フレンズネット会員は2

日時 4月29日日

開場 14時45分
開演 15時15分

将来有望な若手演奏家の発掘をめざし、審査員に藤原真理、向山佳絵子、赤坂達三、生方正好など、国内トップレベルの演奏家を迎えて今年度からスタートする音楽コンクールです。

開催部門は弦楽器部門(ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、コントラバス)とクラリネット部門の2部門で、録音審査による第1次予選の通過者が秋吉台国際芸術村での第2次、第3次予選、本選に挑みます。

なお、コンクールのすべての演奏は入場無料で公開します。お気軽にご観覧ください。

会場 秋吉台国際芸術村
日程(予定) 第2次予選 4月27日金
・**弦楽器部門**
第3次予選 4月28日土
(審査発表20時55分予定)
本選 4月29日日
(審査発表19時30分予定)
10時～13時50分
(審査発表17時予定)

4月29日
秋吉台の響きコンサート

秋吉台室内楽セミナー「秋吉台の響き2012」の講師陣によるコンサートを開催します。

今回は2010年に日本音楽コンクールヴァイオリン部門を史上最年少で制し、今最も注目される高校生ヴァイオリニスト山根仁がフレッシュショ

な演奏を披露します。

出演 金木博幸(チェロ)、田中麻紀(ピアノ)、鈴木生方正好(クラリネット)、田中慎崇(ピアノ)、山根仁(ヴァイオリン)、毛利文香(ヴァイオリン)



問合せ先 秋吉台国際芸術村
[☎0837(63)0020]

請求をしてください。請求は、必ず本人が自書し、郵送で行ってください。

請求後、美祢市選挙管理委員会から投票用紙などを送付しますので、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に開封しないで封筒のまま持参し、投票日前日までに不在者投票をしてください。

（投票用紙などへの記入は、必ず滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行ってください）。

※他市区町村での不在者投票は、郵送などに日数がかかりますので、早めに手続きしてください。

郵便などによる不在者投票選挙人で身体に重度の障害がある人は、郵便による投票ができます。

①身体障害者手帳

両下肢もしくは体幹の障害もしくは移動機能の障害

1級もしくは2級

心臓、腎臓、呼吸器、ぼう両下肢もしくは直腸もしくは小腸の障害

1級もしくは3級

免疫、肝臓の障害

両下肢もしくは体幹の障害

②戦傷病者手帳

特別項症から第2項症まで

内臓機能の障害

問合せ先
選挙管理委員会事務局
〔0837(52)1114〕

特別項症から第3項症まで

※右記については、「両下肢等の障害」の程度が同程度であることを県知事が書面で証明した人も対象となります。

③介護保険被保険者証
介護保険法の要介護者

要介護状態区分が要介護5

郵便などによる不在者投票ができる人で、次に該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人（選挙権を有する人）に投票を記載させることができます。

①身体障害者手帳
上肢もしくは視覚の障害の程度

1級

②戦傷病者手帳

上肢もしくは視覚の障害の程度

特別項症から第2項症まで

※右記の障害の程度が、同程度であることを県知事が書面で証明した人についても対象になります。

地域包括支援センターからのお知らせ

美祢東地域包括支援センターの電話番号が決まりました

美東地域及び秋芳地域を担当する「美祢東地域包括支援センター」の電話番号は、0837(62)0155に決まりましたので、お知らせします。

なお、従来の美東相談窓口電話番号 08396(2)1234 も利用できます。

地域包括支援センターにご相談ください

「地域包括支援センター」は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、さまざまな相談に応じ、地域での生活を包括的に支援する機関です。

「地域包括支援センター」には、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士などが配置されており、専門職種が互いに連携し『チーム』で高齢者の皆さんを支えます。

市内に2か所設置していますので、お住まいの地域の「地域包括支援センター」へご相談ください。

こんなときは、お気軽に相談してください

- 介護保険のサービスを利用したいけれど、どんなサービスがあるのか知りたい。
- 一人暮らしだけれど、最近、家事をするのが大変になってきた。
- 自宅で介護をしているけれど、介護の悩みを誰かに相談したい。
- もしかしたら高齢者虐待かもと思われることを見たり、聞いたりした。
- 金銭管理や大事な手続きの判断に自信がなくなった。

名 称	美祢市地域包括支援センター	美祢東地域包括支援センター
担当地区	美祢地域	美東地域及び秋芳地域
所 在 地	大嶺町東分 326 番地 1 高齢福祉課内	秋芳町秋吉 5243 番地 3 特別養護老人ホーム青景園サテライト 秋芳の里内
電話番号	0837(54)0138	0837(62)0155 ※08396(2)1234 も利用できます。

問合せ先 高齢福祉課〔0837(52)1132〕

平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、入管法と住民基本台帳法が変わります

日本に在住する外国人の利便性の増進や行政の合理化を図るため、外国人住民も日本人住民と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加えることとする法律が成立し、入管法も改正され、これまでの外国人登録法が廃止となります。

これに伴い、外国人住民にも住民票が作成されるようになり、日本に住む外国人住民の手続きの方法が変わります。

外国人住民にも住民票が作成されます

日本人住民と同様に住民票の写し等が発行されるようになり、日本

人と外国人の混合の世帯でも、世帯全員を一枚の住民票の写しに記載することが可能になります。(住民票が作成される対象者は、適法に3ヶ月を越えて在留する外国人で、住所を有する人です。)

正確な外国人登録をお願いします

住民票は外国人登録の情報をもとに作成されます。実際は新しい住所に引っ越しても市役所に届けていない人は住所が確認できないため、住民票が作成されない場合があります。

また、入国管理局や市役所への手続き忘れなどで、在留期間の更新や在留資格の変更をされていない人はお早めに所定の手続きをしてください。新制度へ円滑に移行するために、正確な外国人登録をお願いします。施行日は平成24年7月9日です。

混合世帯の人はご注意ください

法律の改正に伴い、日本人と外国人の混合世帯において世帯合併等の手続きが必要となる場合があります。該当の人は手続きをお願いします。

※外国人登録に係る申請は居住地により申請窓口が異なります。美東地区、秋芳地区にお住まいの場合、それぞれの総合支所が申請窓口となります。ご不明な点は次の問合せ先へご連絡ください。

問合せ先

市民課(☎0837(52)5230) 美東総合支所市民福祉課(☎08396(2)5004) 秋芳総合支所市民福祉課(☎0837(62)1910)

問合せ先
総務課
(☎0837(52)1110)

申請書等
申請に必要な書類
等は、本庁総務課及び各総
合支所総務課に備え付けて
あります。また、市ホームページ
からもダウンロード
できます。

対象費用
(上限額:3万円+区世帯
数×200円)

補助額
用の2分の1

各区(自主防災組織)

補助対象
市では、そのような地域の
自主防災活動を支援するた
め、各区(自主防災組織)
が実施する防災活動に要する
費の一部を補助します。

災害による被害を最小限に
抑えるためには、市や消防、
警察、自衛隊等の力だけでは
なく、地域の皆さんによる自
主的、組織的な防災活動が重
要です。

地域の
自主防災活動を
支援します

平成24年4月1日から、アンモナイト号
の路線及びダイヤが変更となります。

アンモナイト号の
ダイヤ及び路線が
変わります!!

変更点

大田中央から秋吉、嘉万を経由し、美祢駅周辺への通勤・通学
が可能となりました。

復路

停留所名	時刻		
美祢駅	17:30	18:30	19:30
青嶺高等学校	17:35	18:35	19:35
於福駅	17:46	18:46	19:46
嘉万天神	18:01	19:01	20:01
秋吉	18:12	19:12	20:12
大田中央	18:36	19:36	20:36

往路

停留所名	時刻
大田中央	6:50
秋吉	7:14
嘉万天神	7:25
於福駅	7:40
青嶺高等学校	7:51
美祢駅	7:56

問合せ先
地域情報課
(☎0837(52)1128)

Spring美祢について

Spring美祢とは、特色ある地域色を活かした取り組みにより、地域が跳ね上がるスプリングのように未来へ向かつて飛躍を遂げるまちづくりを行うことを応援するものです。

Spring美祢の一環として行う支援型まちづくり事業を募集します。

1 ふるさと応援未来創造交付金（継続）

地域の活性化によるふるさとづくりや、課題解決のため地域の自指す姿を地域全体で考え、ビジョンを示す「ふるさと創造プラン」の策定を支援するとともに、「プランの実現のために実施する事業に対しても支援を行います。

対象地域 複数の行政区で構成され、世帯数が20以上の地域

（例）大字単位、小学校区域、その他地縁等で結びついた地域

対象事業

- ・ふるさと創造プランの策定事業
- ・ふるさと創造プランに基づき、実施する事業

事業の基準

- ・未来に向けたふるさとの創造につながるもの
- ・不特定多数の者、地域若しくは市全体の利益につながる公益的なもの
- ・既存の事業や他の制度で実現可能な事業については、新たな発想や企画が加わることで、事業の成果が拡充されると判断できるもの

● 応募について

応募期間 4月2日㈪～6月29日㈮

募集団体数 市内全域1団体

応募に必要な書類

①申請書

※左記のうちいづれかの記名押印が必要

②申請地域の区長

③申請地域の自治会長

④申請団体の規約があれば、その写し

2 地域力発揮まちづくり創生交付金（新規）

市民が誇りを持てる個性的で魅力ある地域社会を実現するため、市民団体等が提案する公共性及び公益性の高い新たなまちづくり活動に対しても支援を行います。なお事業の採択については審査会による審査を経て決定します。

▲市民発チャレンジ まちづくり事業（団体支援）

▲地域発提案型まちづくり事業（地域支援）

対象団体 5名以上で構成され、その過半数が市内に在住している市民団体又はグループ等

対象地域 行政区で構成される地域（例）行政区単位、大字単位、その他地縁等で結びついた地域

事業の基準 これから活動を始めようとする市民団体等が行うまちづくりに資するもの

・市内で活動している市民団体等が行う新たなまちづくりに資するもの

支援内容 活動の継続を条件として、1団体50万円を限度に事業費の3分の2を交付します。

事業の基準 地域の活性化や地域課題の解決に向け、不特定多数の市民の利益や社会的公益の向上のために、自主的かつ自発的に取り組むまちづくりに資するもの

支援内容 まちづくり事業活動の継続を条件として、地域性のある事業に対し行政区あたり50万円を限度に1地域最大100万円を上限として事業費の5分の4を交付します。

● 応募について

応募期間 4月2日㈪～6月29日㈮

募集団体数 市内全域3団体

募集地域数 市内全域2地域

応募に必要な書類

①交付金申請書

②事業計画書

③事業収支予算書

④構成員名簿（複数の行政区による場合は、全ての区長の記名押印が必要です。）

⑤規約・会則等（行政区の場合は不要）

⑥その他交付金の交付に関し参考となる書類等

申請書等の様式は、企画政策課に備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

申請・問合せ先

企画政策課 [☎0837(52)1112] 美東総合支所総務課 [☎08396(2)5000]
秋芳総合支所総務課 [☎0837(62)1912]